

## 【重要なお知らせ】

こどもが通院する場合における渡船運賃補助金の支給要件が令和7年4月1日受付分より変わります

※本事業は国や県から補助金が交付されていない町単独事業です。

### 【支給要件の変更理由】

「こどもが通院する場合における渡船運賃補助金」は、「竹富町こども医療費助成に関する条例」に基づき支給されるものですが、これまでは条例の定めに関わらず、通院する場合における渡船運賃として受診した日の属する月の翌月の初日から1年以内の申請であれば補助金の支給を認定していました。

令和7年4月1日より、「竹富町こども医療費助成に関する条例」に基づき下記のとおり、本事業の要綱が改正されます。

記

### 【変更内容】

1. 「こどもが通院する場合における渡船運賃補助金」が「こどもの通院治療にかかる渡航費助成金」に変更されます。
2. こども医療費助成に関する条例に基づき、医療保険外（自由診療など）の通院においては児童も保護者も渡航費の助成は認められなくなります。
3. 付添いを行う保護者は原則として、0歳から中学校卒業までの児童1名に対し1名になります。
4. 石垣市内の医療機関で治療困難と判断された場合に限り、沖縄本島までの離島割引を適用した航空運賃往復の二分の一を助成します。
5. 治療の都合によりやむを得ず宿泊を要する場合、宿泊施設での宿泊に対し1泊4千円を限度として助成します。

お問い合わせ  
〒907-8503  
沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1  
竹富町こども未来課 子育て・障害福祉係  
TEL：0980-87-0089  
FAX：0980-82-3745